

制定 平成27年7月27日
一部改正 令和3年3月2日

遠野市史編さん調査研究員要領

(設置)

第1条 遠野市史（以下「市史」という。）の編さんにあたり、遠野市民及び地域史研究者等の持つ多様な知識、経験を生かし、市史編さんにおける市民協働の推進を図るため、市史編さん調査研究員（以下「調査研究員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調査研究員の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 市史編さんに伴う資料の調査、研究に関すること。
- (2) 市史編さんに伴う資料の収集、整理に関すること。
- (3) 市史の編集に関すること。
- (4) その他市史編さんに関し必要なこと。

(構成)

第3条 調査研究員は、次に掲げる者により構成し、市長が依頼する。

- (1) 遠野市の歴史や文化に関心があり、市史編さんに対する意欲がある者
- (2) 遠野市を中心とした地域史研究等において顕著な業績がある者

(依頼期間)

第4条 調査研究員の依頼期間は2年とする。ただし、更新を妨げない。

2 調査研究員が欠けた場合における補欠員の依頼期間は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 調査研究員に関する庶務は、市史編さん室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月30日から施行する。

(最初に依頼する調査研究員の依頼期間)

2 この要領の施行の日以後第3条の規定により最初に依頼する調査研究員の依頼期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和3年3月2日から施行する。